

**様式第七（第4条第7項関係）**

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日  
令和5年6月12日
  2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称  
イノベーション京都2016投資事業有限責任組合
  3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容  
無限責任組合員 役職員の構成  
社外取締役について、1名退任、1名選任  
※取締役5名の構成（京都大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）については  
変更なし
  4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期  
本組合設立の日の翌日から起算して15年間とする。但し、当該期間後に回収が見込まれる支援対象がある場合は変更認定を前提として5年延長し20年間とする。
- ※2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称及び4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期については変更なし